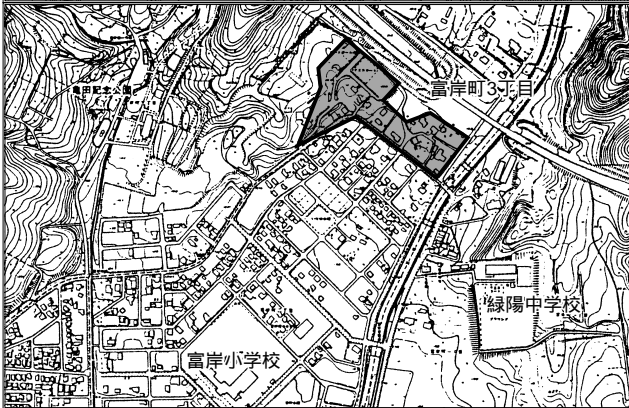
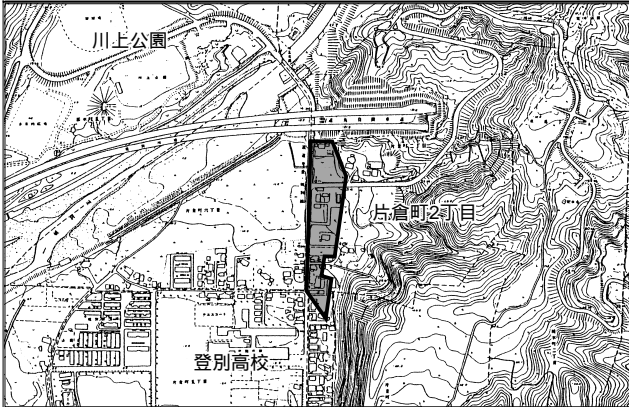
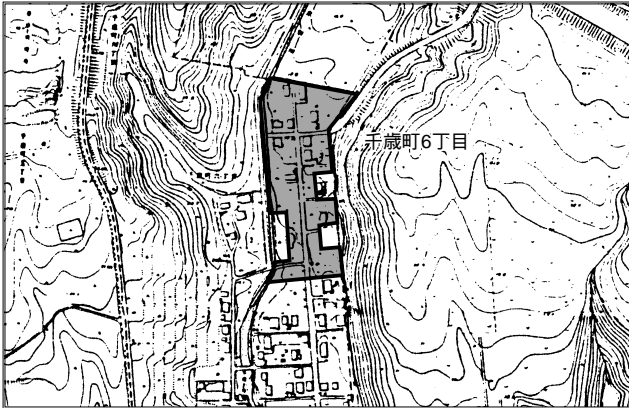


下水道事業

受益者負担金の賦課対象区域をお知らせします

※網掛けの部分の部分が賦課対象区域



賦課対象区域

- ①千歳町6丁目の一部
- ②片倉町2丁目の一部
- ③富岸町3丁目の一部
- ④栄町1・3・4丁目の一部
- ⑤若草町1・3丁目の一部
- ⑥美園町2丁目の一部

◆受益者負担金制度とは？

下水道が整備されますと、快適に生活を営める環境となりますので、土地の所有者に建設費の一部として、土地の面積に応じ一度だけ負担していただく制度です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◆負担金を納めていただく方は？

下水道が整備された区域内に土地を所有している方が対象となります。

◆負担金の額・支払い方法は？

受益者負担金の額は、所有する土地の面積に単価（1平方メートルあたり525円）をかけて算出します。

支払いは、負担金総額を5年間に分割し、年4期（合計20回）に分けて納めていただきます。

◆受益者の申告手続きをお忘れなく

3月下旬、左図の受益者負担金賦課対象区域の土地を所有している方に受益者申告書を送付しますので、記載内容を確認し、必要事項を記入・押印の上、4月中旬までに下水道課へ提出してください。

6月上旬に受益者の方へ、土地の面積、負担金額、納付期日などを記載した「受益者負担金決定通知書」を送付し、7月上旬に「受益者負担金納入通知書」を送付します。

問い合わせ 下水道課 (☎85 9 0 5 2)